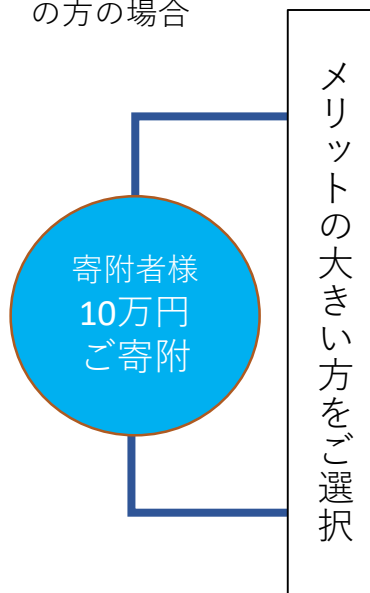


# 寄附金にかかる税制上の優遇措置について

学校法人横浜雙葉学園への寄附金は、文部科学省より寄附金控除の対象となる証明を受けています。1.所得税の控除は、a.税額控除制度 b.所得控除制度の2種類があり、どちらか有利な方を選択し、確定申告により還付を受けられます。更に、お住まいの地域によっては、2.個人住民税の「税額控除」も対象となり、翌年度の住民税から控除を受けることができます。

## 【ご参考】

課税所得が500万円  
の方の場合



## 1.所得税の控除

### a. 税額控除制度

所得税率に関係なく、減税率は直接所得税額より控除(25%が上限)

<b>寄附金額</b>	限度額	控除率	控除額
(10万円)	- 2千円)	× 40%	= 39,200円

### b. 所得控除制度

所得金額に応じて5%~45%の所得税率をかけて控除が決定

<b>寄附金額</b>	限度額	所得税率	控除額
(10万円)	- 2千円)	× 20%	= 19,600円

+

## 2.個人住民税の控除

更に、神奈川県、横浜市にお住まいの方は、最大10%（県、市合わせて）の住民税控除が受けられます。個人住民税には、①都道府県税と②市町村民税の2種類がありますので、神奈川県横浜市にお住まいの方は、①②それぞれで控除が受けられます。

<b>寄附金額</b>	限度額	住民税控除率	住民税控除額
(10万円)	- 2千円)	× 住民税控除率	= 住民税控除額

お住まいの自治体により、  
2~10%の住民税控除率

寄附金を支払った年の翌年の1月1日前に県外へ転出した場合は、この適用を受けられません。寄附金を支払った時の住所が県外であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に県内に転入した場合は、この適用を受けられます。

適用を受けようとする場合は、上記aまたはbの所得税の確定申告が必要です。ただし、所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者等で、この個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする場合は、同封の「寄附金税額控除申告書」を、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出することで控除が受けられます。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

## 所得控除と税額控除の比較表

小口の寄附を行う場合や、所得税率が低い場合、税額控除を活用の方が有利な場合が多くあります。一方、多額の寄附を行う際には、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用の方が有利になる場合が多くあります。

◇ 所得控除の場合の控除額の例（単位：円）      所得控除が有利      控除額が同じ  
 所得控除の控除上限額は、一般的な家庭（夫婦片働き、高校生・大学生の子ども）の諸控除額を、課税所得金額に加算した上で算定した推計値。

寄附金額 課税所得金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	800	4,800	7,400	27,400	52,400	90,967	90,967	90,967
300万円	800	4,800	9,800	49,800	99,800	164,300	164,300	164,300
400万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	307,633	307,633	307,633
500万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	480,967	480,967	480,967
600万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	633,600	633,600	633,600
700万円	1,840	11,040	21,100	101,100	201,100	781,767	781,767	781,767
800万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	945,367	945,367	945,367
900万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	1,061,100	1,068,700	1,068,700
1000万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,191,100	1,292,033	1,292,033
1500万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,649,340	2,402,280	2,402,280
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,789,340	3,439,340	3,495,880
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	5,735,880
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,801,067
5000万円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,499,200
1億円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,999,100

◇ 税額控除の場合の控除額の例（単位：円）      税額控除が有利      控除額が同じ

寄附金額 課税所得金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	3,200	19,200	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625
300万円	3,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625	50,625
400万円	3,200	19,200	39,200	93,125	93,125	93,125	93,125	93,125
500万円	3,200	19,200	39,200	143,125	143,125	143,125	143,125	143,125
600万円	3,200	19,200	39,200	193,125	193,125	193,125	193,125	193,125
700万円	3,200	19,200	39,200	199,200	243,500	243,500	243,500	243,500
800万円	3,200	19,200	39,200	199,200	301,000	301,000	301,000	301,000
900万円	3,200	19,200	39,200	199,200	358,500	358,500	358,500	358,500
1000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	441,000	441,000	441,000
1500万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	853,500	853,500	853,500
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,301,000	1,301,000	1,301,000
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	2,301,000	2,301,000
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,301,000	3,301,100
5000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	4,426,000
1億円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,999,200